

第 60 号

関西広域連合規約の一部変更に関する協議について

関西広域連合規約の一部を次のとおり変更することについて関係地方公共団体と協議する。

平成 25 年 2 月 18 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

関西広域連合規約の一部を改正する規約

関西広域連合規約（平成22年12月1日総行市第250号総務大臣許可）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「又は事業所数割」を「，事業所数割又は第1次産業就業者数割」に改め，同項第1号中「又は事業所数」を「，事業所数又は第1次産業就業者数」に改める。

別表事業費の部を次のように改める。

事業費	第4条第1項第1号に規定する事務に係る経費	同項第2号から第8号までに掲げる事務についてそれぞれ負担する構成団体	同項第2号から第8号までに掲げる事務ごとの負担割合
	第4条第1項第2号及び第6号に規定する事務に係る経費	滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，和歌山県，徳島県，京都市，大阪市，堺市及び神戸市	人口割 10分の10
	第4条第1項第3号アからウまでに規定する事務に係る経費	滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，和歌山県，鳥取県及び徳島県	人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5
	第4条第1項第3号エからカまでに規定する事務に係る経費	滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，和歌山県，鳥取県，徳島県，京都市，大阪市，堺市及び神戸市	人口割 10分の5 宿泊施設数割（文化の振興に関する事務に係る経費にあっては，均等割） 10分の5

第4条第1項第4号に規定する事務に係る経費	滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，和歌山県，鳥取県，徳島県，京都市，大阪市，堺市及び神戸市	人口割 10分の5 事業所数割 10分の5 (第1次産業の振興に関する事務に係る経費にあつては，第1次産業就業者数割 10分の10)
第4条第1項第5号アに規定する事務に係る経費	滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，和歌山県，鳥取県及び徳島県	利用実績割 10分の10
第4条第1項第5号イに規定する事務に係る経費	滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，和歌山県，鳥取県及び徳島県	人口割 10分の10
第4条第1項第5号ウに規定する事務に係る経費	滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，和歌山県，鳥取県，徳島県，京都市，大阪市，堺市及び神戸市	人口割 10分の10
第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費	滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10
第4条第1項第8号に規定する事務に係る経費	滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，和歌山県，徳島県，京都市，大阪市，堺市及び神戸市	受講者数割（ウェブ研修に関する事務に係る経費にあつては，均等割） 10分の10
事業費のうち，この表の中欄又は右欄の規定により難いと認められる事務に係る経費にあつては，負担する構成団体又は負担割合について広域連合長が別に定める。		

別表備考1中「構成団体」を「負担する構成団体」に改め，同表備考3中「(第4条第1項第5号アに規定する事務にあつては，構成団体の区域のうち救急医療用ヘリコプターが運航される区域であつて別に定めるものに係る当該年の4月1日現在における構成団体の人口に相当する人口として官報で公示された最近の国勢調査の結果に基づいて算出した人口)」を削り，同表中備考7を備考8とし，備考6を備考7とし，備考5の次に次のように加える。

6 この表において「第1次産業就業者数割」とは，官報で公示された最近の国勢調査の結果に基づく構成団体の第1次産業就業者数の割合をいう。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成25年4月1日から施行する。

(負担金の徴収に係る経過措置)

2 広域連合長が定める日までの間における改正後の関西広域連合規約第4条第1項第5号アに規定する事務に係る経費に係る和歌山県の負担については、同規約第20条及び別表の規定にかかわらず、従前の和歌山県と大阪府及び徳島県との間の協定の例により関係団体で協議して定める。

提案理由

地方自治法第291条の3第3項の規定により、関西広域連合の規約の一部を変更するに当たり、同法第291条の11の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。